

## 半田市高齢者安全運転支援装置設置費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、自らが運転する自動車に安全運転支援装置を設置する高齢者に対し、予算の範囲内で交付する半田市高齢者安全運転支援装置設置費補助金（以下「補助金」という。）により、安全運転支援装置の購入等に要する費用の一部を補助することで安全運転支援装置の普及を促進し、高齢者の運転操作誤りによる交通事故の防止及び事故時の被害軽減に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

#### (1) 安全運転支援装置

国土交通省の性能認定を受けた後付けの急発進等抑制装置（ペダル踏み間違い急発進等抑制装置）で、安全運転支援装置取扱事業者の店舗等において設置するものをいう。

#### (2) 高齢者

次のすべての要件を満たす者をいう。

- ア 昭和32年4月1日以前に生まれた者のうち、安全運転支援装置を設置しようとするもの
- イ 補助金を申請する日において、市内に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81条）により記録されている者
- ウ 都道府県公安委員会が交付する有効な運転免許証（以下「運転免許証」という。）を保有する者

#### (3) 安全運転支援装置取扱事業者

経済産業省が定めた「安全運転サポート車普及促進事業費補助金交付規程」に基づき一般社団法人次世代自動車振興センター（以下「センター」という。）が行う事業のうち、センターが「後付け装置取扱事業者」として認定し、かつ、愛知県内に店舗等を有する事業者をいう。

#### (4) 店舗等

次のいずれにも該当するものをいう。

- ア 原則として、安全運転支援装置取扱事業者又は安全運転支援装置取扱事業者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）が運営するもの
- イ 安全運転支援装置の販売及び設置を行うことができる設備及び体制を有するもの

#### (5) 自動車

道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車（自動二

輪車を除く。)をいい、次のいずれにも該当するものとする。

ア 安全運転支援装置を設置することが可能であること。

イ 自動車検査証の「自家用・事業用の別」欄に「自家用」と記載されていること。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、令和3年4月1日以降に安全運転支援装置を設置した高齢者であって、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

(1) 安全運転支援装置を設置する自動車の自動車検査証上の「使用者の氏名又は名称」に記載されている氏名と、運転免許証に記載されている氏名が同一であること。

(2) 自動車税及び市税の滞納がないこと。

(3) 転売を目的として安全運転支援装置を設置しないこと。

(4) 安全運転支援装置を設置する自動車を、個人の使用に供すること。

(5) 過去に補助金の適用を受けていないこと。

(6) 安全運転支援装置設置後1年以上その装置を使用すること。ただし、以下に掲げるいずれかに該当する場合は、この限りでない。

ア 天災等による破損等、自己の責めに帰すべき事由以外の事由で安全運転支援装置を処分するとき。

イ 補助金の交付対象者が病気等の事由により自動車の運転が困難になったとき又は運転免許証を返納したとき。

ウ その他市長が認めたとき。

(7) 愛知県暴力団排除条例(平成22年愛知県条例第34号)に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

(8) 安全運転支援装置の機能と適切な使用方法について、店舗等から説明を受けたこと。

(9) 同一の補助対象経費に対する他の補助金の交付を受けていないこと。

(10) 安全運転支援装置設置後に発生した事故や車両の故障等について、県及び市が一切の責任を負わないことについて了承したこと。

(11) 前号までの要件を満たさないことが補助金の交付を受けた後に判明した場合は、補助金を返還することについて了承すること。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、安全運転支援装置を購入し、及び設置するために要する費用(センサーから交付を受ける補助金を除く)(以下「補助対象経費」という。)に5分の4を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。)とし、次に定める額を限度とする。

(1) 障害物検知機能付きペダル踏み間違い急発進抑制装置等(センサー有り) 32,000円

(2) ペダル踏み間違い急発進抑制装置(センサー無し) 16,000円

2 安全運転支援装置の設置に際して行った自動車の故障箇所の修理若しくは補修又は改

良若しくは改造に係る費用は、補助対象経費には含まないものとする。

3 補助金の交付は、補助対象者1人につき1基限りとする。

(交付申請及び実績報告)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、補助事業が完了したときは、完了した日から起算して30日以内又は当該年度の2月末日のいずれか早い日までに半田市高齢者安全運転支援装置設置費補助金交付申請書兼実績報告書(第1号様式。以下「交付申請書兼実績報告書」という。)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 運転免許証の写し
- (2) 自動車検査証の写し
- (3) 代金の支払い手続きが完了したことを証する書類(領収書の写し等)
- (4) 安全運転支援装置販売・設置証明書(第2号様式)
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定及び通知)

第6条 市長は、第5条の規定による交付申請書兼実績報告書の提出があったときは、速やかに、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定による補助金の交付の決定に当たり、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、当該決定に必要な条件を付することができる。

3 市長は、前2項の規定により補助金の交付を決定したとき及び当該決定に条件を付したときは、半田市高齢者安全運転支援装置設置費補助金交付決定通知書(第3号様式)により、通知するものとする。

(補助金の交付)

第7条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、補助金を振り込む口座情報が分かる書類を添えて、速やかに半田市高齢者安全運転支援装置設置費補助金交付請求書(第4号様式)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の請求書を受理したときは、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第8条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱に規定する要件を満たしていないことが判明したとき。
- (2) その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(補助金の返還)

第9条 市長は、前条の規定により補助金の返還を決定したときは、補助金の返還を請求するものとする。

(検査等)

第10条 市長は、交付決定者に対して、補助事業に関して必要な指示をし、報告を求め、

又は検査をすることができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。